

入間市小規模事業者等 追加支援事業給付金

期間を延長
しました！

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している市内小規模企業者に対し、事業の継続を支援するための給付金10万円を支給します。

申請期間

令和2年5月18日～令和3年1月31日（当日消印有効）

対象者

入間市内に本社または主たる事業所を有する小規模企業者

※小規模企業者とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人以下（商業またはサービス業〈小売業、卸売業、サービス業等〉に属する事業者は5人以下）の事業者のことです。

※事業を開始した日から3カ月未満の場合は対象となりません。

給付金額

1事業者につき10万円

支給条件

令和2年1月～令和2年12月のいずれかの月の売上が、前年同月と比較して20%以上減少していること

※事業を開始した日から3カ月以上1年1カ月未満であっても、別に定める条件を満たす場合は支給を受けられます。条件について詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

申請書類

- ① 入間市小規模事業者等追加支援事業給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 入間市内に本社または主たる事業所があることを確認できる書類（事業届出済証明書の写し等）※市に開業等に関する届出書を提出している場合は不要です。
- ③ 直近1期分の決算書の写し、令和元年分の確定申告書の写し
- ④ 支給条件（売上の減少）に該当することを証明できる書類（自由様式）
- ⑤ 法人の場合：法人名義の通帳のうち、振込口座が分かるページの写し
個人の場合：事業主名義の通帳のうち、振込口座が分かるページの写し
- ⑥ 会社概要が分かる書類（会社案内やパンフレットなど）

申請方法

申請書類を用意し、郵送により入間市役所商工観光課へ提出

〒358-8511 入間市豊岡一丁目16番1号

入間市役所商工観光課 小規模事業者担当

※新型コロナウイルス感染症の感染予防のためご協力ください。

